

## Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2020年1月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 金利市場化改革における関連者間融資取引の移転価格アレンジ

金利市場化改革の深化・金利波及の効率性の向上・实体经济の資金調達コスト押下げの推進のために、中国人民銀行は、貸出市場報告金利(Loan Prime Rate: 以下「LPR」)の算出メカニズムの改革を行う旨を決定した。これに伴い、2019年8月17日公布の中国人民銀行公告[2019]第15号(以下「15号公告」)において、その関連事項が規定された。15号公告では、各銀行は、新規貸出の貸出金利の設定において、主にLPRを参照するほか、変動金利貸出において、LPRを金利設定のためのベンチマークとして利用するよう、契約書に定めなければならないこととなった。

LPR算出メカニズムの改革は、二重金利(市中金利の中に、市場化された金利と市場化が不十分な金利とが併存している状況をいう)の統一に向けた重要な第一歩である。今回の改革により、既存の1年物LPRに加え、5年及びそれ以上の期間のLPRが追加された。また、LPR算出に用いられる金利は、各報告銀行が公開市場操作金利に基づき、業務モデル・資金調達コスト・資金需給・リスクプレミアムなどの要素を加味した上で提示するよう定められている。LPRは各種種類の報告銀行が優良企業向け融資に適用する最優遇貸出金利をもとに算出されるため、貸出基準金利と比べて、より顕著な市場化特性を有している。

金利市場化改革が推進される中、納税者は、グループ内で行われる関連者間の融資取引アレンジにおいて、上述した市場環境の変化を反映させる必要があると考えられる。本ニュースレターでは、LPR算出メカニズムの改革という背景を踏まえて、関連者間融資によく見受けられる取引アレンジについて分析し、移転価格上のコンプライアンス確保のための運用上の分析方法と関連のサポート資料について考察する。

#### 1. 新しいLPR算出メカニズムの概要及び潜在的な影響

LPRは、2013年における金融機関の貸出金利に対する規制の撤廃に伴い、中国人民銀行が導入したものである。その目的は、貸出金利を「中国人民銀行によって決定されるもの」から「市場メカニズムに基づきプライシ

ングされるもの」へと誘導することにある。また、より一層の顕著化が進んでいるLPRの市場化の特性を踏まえ、2019年7月に、LPRの中国語呼称は、旧称の「貸出基礎金利」から「貸出市場報告金利」へと改称された。新しいLPR算出メカニズムにより、金利市場化がより推進されている。さらに、銀行の貸出リスクに基づく価格設定能力の向上・リスクプレミアムの低減・貸出実行金利のさらなる引下げを通じて、实体经济の資金調達コストの押下げに寄与することが期待されている。新しいLPR算出メカニズムでは、中国人民銀行が金融機関向けに実施する中期貸出ファシリティ(Medium-term Lending Facility: 以下「MLF」)の金利に基づき、各報告銀行により、LPR算出のための金利提示が行われる。その役割は、政策金利と市中金利の波及経路となる点にある。これにより、銀行の貸出金利と純預貸利ざやが、市中金利の変動や政策金利から受ける影響度の上昇、従来型の金融商品及びデリバティブの金利設定におけるLPRとの紐付けの新方向への展開が予想される。

移転価格の観点において、新しいLPR算出メカニズムのもたらす影響として、「関連者間融資取引の移転価格ベンチマーク分析のために、市場受容性の高い基準金利が追加されたこと」及び「金融業界の慣習に則り、適正な関連者間融資金利の決定方法を検討するための啓発になること」が挙げられる。ただし、立場の相違から、分析結果に大きな差異が生じることも想定される。グループ内の関連者間融資取引を対象とする移転価格分析における例として、例えば下記が挙げられる。

- ① 貸手側の所轄税務当局が、適正な人民元貸付金利を算定する際に、LPRをその下限として運用する可能性がある。
- ② 借手側の所轄税務当局が、適正な人民元貸付金利を算定する際に、LPRをベンチマークの1つとして運用する可能性がある(特に、全体的な経営状況が良好である企業を分析対象とする場合)。
- ③ 金融市場取引価格決定メカニズムの市場化に伴い、従来に比べてより多様な関連者間融資取引における価格決定要素(例:LPRを参照したプライシ

ング・借手の信用格付の差異・銀行の資金調達コストや資金需給など)が提供されている。外部市場価格決定メカニズムの改善に伴い、関連者間融資取引のプライシングモデルの市場化が誘導されており、企業信用格付の差異分析・資金源とコスト分析・マネーマーケットの需給状況分析などの重要性がより一層向上することが予想される。

- ④ 新しいLPR算出メカニズムでは、変動金利のプライシングに有利なLPR公表頻度が定められている。新しいLPRは月に一回公表されるようになっており、変動金利貸出のプライシングにおいて、中国人民銀行公表の預金・貸出基準金利を参照した場合に比べ、LPRを参照した方が、より適時に市場の変動状況を反映できる。

中国内陸の現行の税務法規の中に、関連者間融資の利息と費用の損金算入及び価格決定の合理性に関する原則的なガイドラインが存在する。その一例として、「関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する事項についての公告」(国家税務総局公告2016年第42号)では、各種の長期・短期資金貸借(グループのキャッシュプーリングを含む)、保証料、各種の利付前払いと延払い等を含む関連者間資金通取引を監督管理範囲に取り入れ、独立企業原則に合致する価格設定が要求されたことが挙げられる。企業所得税法及び实施条例において、企業が生産経営活動における「非金融企業の、(別の)非金融企業からの借入金利子支出のうち、金融企業の同期間における同種の貸付金利率に基づき計算した金額を上回らない部分」を損金算入できると定められている。

これまで、各期間の人民元預金・貸出基準金利が中国人民銀行より公表されることから、各商業銀行は中国人民銀行公表の預金・貸出基準金利に基づく金利設定を行ってきた。実務上、税務当局は関連者間融資取引(特に中国内陸の企業による借入)に対して移転価格分析を行う際には、まず最初に基準金利を参照する。そのため、利息費用の損金算入の便宜を図るために、ほとんどの納税者は、関連者間融資の利率設定及び関連の移転価格文書において、ベンチマークとなる銀行貸出基準金利を意識したプライシングを実施している。LPR改革後の中短期の経過措置として、「人民元貸出基準金利をベンチマークとして関連者間融資の利率設定を行った場合、ベンチマークを人民元貸出基準金利から適正な市中金利(LPRを含むが、これに限らない)に調整すること」が考えられる。

上述した利息費用の損金算入の便宜を図るための金利プライシング、及びそれによって得られる「貸出基準金利をベンチマークとする適正な利率範囲」は、税務当局及び納税者の双方にとって、関連者間融資取引の利率設定の合理性判断に一定の利便性をもたらしている。一方で、移転価格の比較可能性分析の観点においては、その運用上、限界があると考えられる。

- ① 貸出基準金利とLPRはいずれも、優良企業向けの融資に適用する代表的な金利水準である。それらをベンチマークとする金利プライシングは、特定の関連者間融資取引における借手の信用に関す

るリスク(デフォルト率及び損失可能性)、及び金利設定への影響の可能性があるその他の取引条件(貸出の通貨や期限など)などの要因への配慮・検討に欠けた価格設定とも考えられる。例えば、下記のような具体例が挙げられる。

- 外貨建ての関連者間融資取引には適用できない。中国内陸の外貨建ての貸出市場は、金利に関する情報の不足が顕著であり、公開ルートから取得可能な基準金利の情報は、人民元建ての金利に限られている。外貨建ての貸出金利については、中国人民銀行から定期的に発表される「中国金融政策執行報告」に米ドル建て預金・貸出平均金利が掲載される以外、公開ルートからの情報は限られている状況である。
- 適用対象は、全ての関連者間融資取引に限らない。今回の改革により、既存の1年物LPRに加え、5年及びそれ以上の期間のLPRが追加されたことで、中・長期貸出の金利設定にいくつかの選択肢が与えられた。しかし、関連者間融資取引には、期間固定型貸付のほか、キャッシュプーリング・保証提供なども存在しており、1年物・5年物LPRだけで対応することは困難である。

そのため、貸出基準金利又はLPRをベンチマークとする金利プライシングは、特定の取引に存在する借手の信用に関するリスク、市場流動性・取引条件/契約書条項からの乖離などに起因して、適正な金利水準を確定できない可能性があり、その場合、一定の移転価格上のリスクが存在する。

- ② BEPS実施フェーズに向けて、世界各国/地域の税務当局は、企業グループ内の資金融通取引をより一層重視し、関連の監督管理と調査を強化している。例えば、香港では2018年7月に、関連者間融資取引を対象に独立企業原則に合致した利率設定を要求する新規定が公布されている。それに違反した場合は、香港の税務当局から移転価格調整及びペナルティを受ける可能性がある。これまで、一部の企業グループは香港で融資プラットフォームを設立し、国外から調達した資金を、低金利又は無金利で、中国内陸の子会社及びその他の国/地域のグループ内事業体に貸し付けている。その際、各国/地区の子会社の利子の支払に伴う源泉所得税及び流通税の負担を減らすために、できる限り低い金利水準の設定が想定される。上述の新規定の公布後、それらの合理性に欠ける移転価格アレンジは、税務当局から質疑を受ける可能性がある。

頻度が高く、高額な関連者間融資取引において、金利水準の僅かな変動により、税金の大幅な変動を引き起こす可能性がある。借手と貸手との双方のコンプライアンス要求を満たすために、納税者は、取引におけるリスク要因、取引条件などを慎重に勘案した上で、市場化された金利水準を参照してグループ内の関連者間融資取引の価格設定を行わなければならない。

## 2. 関連者間融資取引に対する移転価格分析の留意点

経済協力開発機構は2018年7月3日に「金融取引の移転価格に係る BEPS ディスカッションドラフト」を公布し、金融取引の移転価格分析の指針となるガイダンスを提供した。具体的には、金融取引の移転価格分析に際して、融資取引の契約条項・貸手と借手の担う機能(使用する資産及び負うリスクも考慮する)・金融商品やサービスの特徴・契約締結時の経済環境・当事者の事業戦略などを考慮すべきである。また、独立価格比準法や、貸手の資金調達コストに各種要素を反映させる金利設定アプローチを、適切な移転価格算定方法として運用できる。しかし、外部銀行から取得した評価意見情報は、関連者間融資の金利設定が独立企業原則に合致することの証拠資料とみなされない。

実務上でよく見受けられる関連者間融資取引アレンジを踏まえて、その経済分析において主に考慮される要因は以下のとおりである。

### ① 関連者間融資

貸手の視点から、貸手の担う機能・負うリスク及び法的責任に基づき、貸手が取引において、紐付きローンにおける中継企業に該当するか、実際に信用・金利・為替関連のリスクを負っているか否かを分析する必要がある。借手の視点から、資金調達コスト・借手の信用格付・資金運用状況・プロジェクトリスク・実際の取引条件などを総合的に考察する上で、世界的に有名な判例、企業グループにおける「受動的関係(Passive Association)」及び「暗黙的な信用支援(Implicit support)」などの要素を勘案した上で、企業単体の信用格付とグループ全体の信用格付の間の関係について分析し、比較対象金利を検索するための基礎とする必要がある。一般的に、借手の信用格付が低いほど、上乗せ金利は高くなり、LPR 及び基準金利からの乖離がより顕著になる。

### ② キャッシュプーリング

移転価格上の「キャッシュプーリング」は、特に短期的な流動性管理アレンジの一部としての残高プーリングを指している。キャッシュプーリングに関するベンチマーク分析を開始する前に、まず各キャッシュプール参加者の資金流動性について確認することが推奨される。例えば、キャッシュプーリングアレンジにおいて、一方が他方のために提供した資金が帳簿上で相当長い間流出・流入が発生していない場合、実際のキャッシュフロー状況によっては、関連者間融資として扱うべきか否かについて検討する必要がある。また、キャッシュプーリングリーダーの果たす機能と負うリスクについて考察する必要がある。例えば、キャッシュプーリングリーダーは各参加者の間の調整機能のみを担うか、それとも金融会社のように資金調達統括などの機能・リスクを担うか分析することが挙げられる。キャッシュプーリングアレンジにおける各参加者の機能・リスクを確認した後、「キャッシュプーリングによってもたらされる利益又は費用(例: シナジー効果(融資コストの低減を含む))によってもたらされる利益又は費用)を、どのようにして各参加者の間に合理的に配分すべきか」が、キャッシュプーリングにおける金利プライシングを検討する上での要点となり、その分析結果に基づき、キャ

ッシュプーリングのリーダーと各参加者に適用する合理的な預入・貸出金利水準を確定する。

### ③ 国内保証・国外貸出(国外保証・国内貸出)及び国内預金・国外貸出(国外預金・国内貸出)

このようなアレンジに対して、保証人又は預金者が負担すべき法的責任と経済的義務について判断する上で、補償を必要とする関連者間取引を構成するか否かについて分析・判断する必要がある。OECD 移転価格ガイドラインによると、グループのシナジー効果は、暗黙的な信用支援によってもたらされる付随的な便益と、意図的な協働によってもたらされる便益とに分けられる。その内、協働ではなくグループに属することで得た便益(例: 関連者間融資取引における信用補完)は、一般的に移転価格による補償が必要とされない。1社又は複数のグループメンバーが意図的な協働によって他方のグループメンバーに便益をもたらした場合(例: 明示的保証を提供することにより、保証人が債務者を代表して賠償を行わなければならない状況に備えて保証準備金を積み立てることになる場合や、関連者の資金借入に保証を提供するために、預金者がある金融機関で預金を凍結することになる場合)、保証人及び預金者にとって、準備金の積立と預金の凍結により機会費用が発生し(最大利益を生む機会を失う)、関連者である債務者の債務不履行により賠償リスクを負う可能性がある。したがって、このようなアレンジを分析する際には、関連の法律文書を詳しく調べた上で、関連者間取引における保証人及び預金者の機会費用と予想信用損失(潜在的損失額×デフォルト率)を考慮する必要がある。また、債務者の視点では、関連者向けに支払う金額の合理性(例: その他の適切な融資代替案が存在するか否か)についても考慮し、それに基づき関連者間取引における適正な補償金額を確定する必要がある。

## 3. デロイトの結論

中国移転価格の実務上、関連者間融資取引は、有形商品の売買・サービス及び無形資産に関する取引と比べて、比較的後発で生じてきた論点である。中国内陸の金利市場化改革が加速段階に入る前は、税務当局と企業との双方において、利息費用の損金算入の便宜を図るために、慣習的に銀行貸出基準金利がベンチマークとして運用されてきた。中国金融市場のさらなる発展及び開放に伴い、関連者間融資取引に対する経済分析が税務実務の焦点になることが想定される。

他国の監督管理経験を参考とした措置として、納税者は、同期間の貸出基準金利水準よりも高い利息費用を損金算入するためには、その合理性の立証として、より詳細な移転価格分析が求められる。企業間の資金調達及びその他の種類の融資取引について、納税者は、金利市場化が推進される過程で変化する環境に合わせて、求められる分析と文書作成を行う必要がある。関連者間融資取引アレンジを分析する際に、リスク・責任の負担状況の考察が重視されていることを考慮し、納税者は取引発生前に移転価格上の機能・リスク分析結果を踏まえて、整備された法律文書を通じて各当事者の権利・責任・義務について約定すると共に、これを関連者間取引価格の分析の根拠とすることが推奨される。

最後に、支払利息の損金算入を利用した税源浸食に対応(BEPS 行動 4)するため、中国内陸・オーストラリア・韓国・ブラジルなどの国・地域は過少資本税制を導入している。また、米国・日本・一部の西欧と北欧諸国は利子控除制限ルール(利子費用の損金算入限度額をEBITDA<sup>1</sup>の一定比率に設定する措置)を導入している。したがって、納税者は関連者間融資取引(特にクロスボーダー関連者間融資取引)をアレンジする際、当事国・地域における現地の税法法律・法規の規定を踏まえ、取引アレンジの各主要な事業上の要素を全面的に考慮した上で、合理的で公正な金利設定を通じて、税務リスクを効果的に減らすことが推奨される。

---

1 Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortisation: 税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

パートナー 安田 和子 [kazuko.yasuda@tohmatsumo.co.jp](mailto:kazuko.yasuda@tohmatsumo.co.jp)

### デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)  
シニアマネジャー 川島 智之 [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsumo.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001